

令和7年1月27日

諮問番号：令和6年度諮問第2号

答申番号：令和6年度答申第2号

答申書

令和6年7月2日付けで上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和6年3月5日付け行政文書一部公開決定処分（以下「一部公開決定処分」という）についての審査請求（以下「本件審査請求」という）に係る事件」について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

実施機関が行った一部公開決定処分については妥当とし、本件審査請求を棄却とすることが相当である。

第2 審査請求人の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

公開できない部分及び理由のうち「団体名、並びに集会名・大会名・総会名については」を取り消し、公開されることを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 部落解放運動団体補助金は、個人ではなく「団体」に対して交付されたものであり、また補助事業等の経緯及び内容は「部落差別からの解放を目指す運動団体が行う学習会」とあり、その事業の内容については、人権問題の解決という趣旨からしても、広く市民と共有されるべき内容であること。
- (2) 団体は運動団体の性格上、行政との交渉団体となる、いわば「社会的」なものであり、だからこそ補助金の交付対象となっていることが考えられることから、公開が妥当であること。
- (3) 参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）（以下、附帯決議）において「一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること」とあることから、民間運動団体名の公開は、国権の最高機関である国会の附帯決議の趣旨も踏まえて公益性があること。

- (4) 近隣自治体である熊谷市においては団体名等が公開されており、明らかに均衡性を欠く処分であること。

第3 実施機関の弁明の要旨

1 実施機関の主張

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

2 理由

- (1) 部落解放運動団体補助金は、個人ではなく「団体」に対して交付されたものであることについては認め、その余については請求人の私見を述べたものであり、認否の限りではない。
- (2) 団体は運動団体の性格上、行政との交渉団体となることについては認め、その余については請求人の私見を述べたものであり、認否の限りではない。
- (3) 附帯決議の内容は事実であり認める。しかしながら、同附帯決議は民間運動団体名の公開と公益性の関連性に何ら言及するものではなく、その余については審査請求人の私見を述べたものであり、認否の限りではない。
- (4) 熊谷市の事例については、認否の限りではない。処分庁である実施機関は上尾市情報公開条例(平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という)及び関連法規に則り、適法に本件処分を行ったものである。

第4 審査請求の経緯及び調査審議の経過

1 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は令和6年2月21日、条例第5条第1号の規定により、「部落問題を扱っている団体全ての補助事業等実績報告書、総則(過去5年)」(以下「本件対象文書」という)についての行政文書の公開を請求した。
- (2) 実施機関は同年3月5日に、本件対象文書を以下の理由により一部公開とし、条例第11条第2項の規定により審査請求人に通知した。
- <理由>

補助事業者の住所又は所在地及び団体名、並びに集会名・大会名・総会名については、団体に関する情報であって、公にすることで当該団体の正当な権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、条例第7条第3号の規定により公開できない。

個人の氏名、印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第7条第2号の規定により公開できない。

総則については、団体が保有しているものであるため行政文書としては存在しない。

(3) 審査請求人はこの決定を不服として、令和6年5月30日に実施機関に対して、「団体名、並びに集会名・大会名・総会名」については公開するよう、すなわち当該非公開部分について処分の取消を求め、審査請求を行った。

(4) 審査庁である実施機関は同年7月2日、条例第21条の規定に基づき当審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

令和6年 7月 2日 審査庁より諮問

令和6年 7月 2日 審査請求人から反論書の提出

令和6年 7月30日 調査審議（1回目）

令和6年11月 6日 調査審議（2回目）

令和7年 1月21日 答申に係る審議

第5 審査会の判断の理由

一般に、同和地域の所在が知られることは、同和地区に差別意識のある者に対する同意識を刺激し、同和地区に出自のある者への差別を助長するおそれがある。

審査請求の対象となる団体は、一般的に、主にその同和地区に出自のある構成員によって構成されており、その当該地域またはその近隣にあり、構成員を主な対象として、同和問題の解消を目的としているものとうかがわれる。さらに当該団体は、積極的に団体名や団体の所在地、代表者名を対外的に公開して活動しているものとまでは認められない。

そうすると、審査請求の対象となっている各団体にとって、同和差別を防止するという目的のために、どこか同和地区であるかという事情や、その構成員が同和地区に居住し、もしくは同和地区に生活環境があるという事情を、いたずらに公開されない利益があるといえる。部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）第2条及び同法第3条第2項に照らすと、この利益は、差別の解消という正当な目的のために法律上保護された利益であるといえる。

審査請求人が開示を求める「団体名、並びに集会名・大会名・総会名」は、

団体に関する情報であって、同和地区の地名が含まれており、公開することで差別の解消のために同和地区の具体的な場所や活動内容、構成員等をいたずらに明らかにされないという当該団体の正当な権利利益を害するおそれがある。そして、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ともいえない。よって、条例第7条第3号アの規定により、実施機関が行った一部公開決定処分は妥当である。

よって、審査庁においては、本件審査請求を棄却することが相当である。

答申に関与した委員

上尾市情報公開・個人情報保護審査会

高松 佳子

渡辺 英人

織田 恭央